

第15章 相続財産たる不動産に関する紛争

1 相続の効力

- 1 各共同相続人は、各人の相続分の限度においてのみ、遺産分割前の相続財産の被相続人による時効取得を援用できるとされた事例

東京地判 平成10年5月25日

東京高判 平成10年11月26日

最三小判 平成13年7月10日 家月54-2-134、裁時1295-4、判時1766-42、判タ1073-14、
金法1631-95、金商1131-3

<前掲 P403>

- 2 遺産分割前の共有財産について、共同相続人の1人が第三者に対してなした共有持分の譲渡が無効な場合において、他の共同相続人の1人が、単独で、持分移転登記の抹消を請求することができるとされた事例

名古屋地判 平成12年2月18日

名古屋高判 平成12年11月29日

最二小判 平成15年7月11日 民集57-7-787、裁時1343-4、判時1833-114、
判タ1133-116、金法1697-46、金商1177-59、
REIIO58

<前掲 P403>

- 3 共同相続された不動産から生ずる賃料債権は各共同相続人の持分に依じて分割単独債権として帰属し、その帰属は遺産分割の結果による影響を受けないとされた事例

大阪地判 平成15年9月26日

大阪高判 平成16年4月9日

最一小判 平成17年9月8日 民集59-7-1931、家月58-2-149、裁時1395-4、
判時1913-62、判タ1195-100、金法1760-27、
金法1235-39

<前掲 P404>

- 4 相続を原因として共同相続人の1人に対してなされた所有権移転登記が実体関係に符合しないとして他の相続人が是正を求める方法として、更正登記手続の方法によることはできず、当該登記の全部抹消登記手続によるべきものとされた事例

鹿児島地裁名瀬支判 平成15年6月26日

福岡高裁宮崎支判 平成15年11月25日

最一小判 平成17年12月15日 裁時1402-2、判時1920-35、判タ1200-122、
金法1773-44

<事案の概要>

本件各土地はAが所有していたが、Aは昭和44年3月に死亡した。Aの相続人は妻B、子X、子C、その他子3名であった。Cは平成9年11月に死亡し、その相続人は、妻D、子Y、その他子5名であった。

本件各土地については、平成10年4月受付けで、昭和44年3月相続（以下「第一の相続」という。）及び平成9年11月相続（以下「第二の相続」という。）を原因とするAからY名義への所有権移転登記がなされた。

Xは、本件各土地について、共有持分権に基づき、AからYへの所有権移転登記の全部抹消登記手続をYに請求する訴えを提起した。

これに対し、Yは、Xを含むAの相続人間で、本件各土地をCに取得させる遺産分割協議が成立した旨の抗弁を主張した。

<裁判所の判断>

控訴審は、次のように述べて、本件を第1審裁判所に差し戻した。

仮にYの主張する遺産分割協議の成立が認められないとしても、YはAの相続人であるCの相続人として本件各土地について共有持分権を取得していることになるから、本件登記はYの共有持分権に関する限り、実体関係に符合するものである。したがって、Xとしては、Yに対し、本件登記の全部抹消を求めることはできず、Yの共有持分権を除くその余の部分についてのみ、本件登記の一部抹消のための更正登記手続を求めることができる。

これに対し、最高裁は、次のように述べて、本件を福岡高裁に差し戻した。

原審が判示する更正登記手続は、登記名義人をYとする本件登記を、①登記名義人をY以外のAの相続人とする登記、②登記名義人をCの相続人とする登記に更正するものであるが、その場合、本件登記と更正後の登記とは同一性を欠くものといわざるを得ず、更正登記手続をすることはできない。

Yの主張する遺産分割協議が認められない限り、本件登記は実体関係と異なる登記であり、それを是正する方法として更正登記手続によることができないのであるから、Xは、Yに対し、本件各土地の共有持分権に基づき本件登記の抹消登記手続をすることを求めることができるというべきであり、Yが本件各土地に共有持分権を有することは、右請求の妨げとならない。